

### 3 . チェックシート

本市では、申請の種別に応じ、チェックシートを作成し、これにより受付等の事務を行っています。申請に際しては、チェックシートにより確認をお願いします。

#### 目 次

名 称	条 項	ページ	摘 要
公共施設管理者との協議申出書	法32	45	変更許可に係る場合についても、法第 32 条及び第 29 条の場合を参考に確認してください。  優良宅地認定申請書は、規模に応じ、指導要綱又は法第 32 条に準拠して確認してください。
開発行為届出書	指導要綱	47	
開発行為許可申請書	法29	48	
開発許可基準	法33	50	
建築等承認申請書	法37 -	53	
予定建築物等以外の建築等許可申請書	法42 -1	54	
建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請書	法43 -1	55	
地位承継届出書、地位承継承認申請書	法44、45	56	
都市計画法の規定に適合していることを証 する書面の交付申請（適合証明）	則第60条	57	

## 公共施設管理者との協議申出書チェックシート

提出書類	明示事項	確認事項・添付書類
協議申出書	未記入箇所の有無	正副2部
位置図	都計道路入り都計図へ区域赤枠 放流経路（青線明示）	都計用途との整合 文化財有りは文化課へ
設計説明書 (施設がない場合は不要)	未記入箇所の有無	工区設定の場合は 工区別設計説明書も添付
公 図	区域赤枠 赤道、青道明示 転写者、年月日	
土地登記簿謄本	登記簿謄本 地番表（3筆以上の場合）	
権利者同意書	開発区域内所有者（印鑑証明書添付） " その他権利者（"） 区域外がある場合は関係者の同意書	
境界確定協議書	民・民 官・民も済なら添付	
排水同意書 (原則、1次放流先で判断)	同意書（1次） 同意書（一体） 不要	1次 農業用水路 ため池 側溝 暗渠 その他（ ）
周辺関係者説明	周辺関係者説明要領を指導	
求積図 (1/500~1/100縮尺)	全体面積、求積表 その他用 宅地、公共施設別	区画面積 分譲は平均165㎡以上
現況図	区域赤枠 現況地盤高 道路、水路幅員 / 管理者	樹木の集団 (1ha以上の場合)
公共施設の 新旧対照図	区域赤枠 新旧の公共施設の凡例（地積、色別）	凡例 新設 既存 廃止 ・道路=赤 茶 黄 ・水路=緑 青 空
土地利用計画図 (1/500~1/100縮尺) 以下同様	区域赤枠 用途別凡例（色別、用途、面積、率） 予定建築物の用途、床面積 区域内外の道路幅員、角切り長 工区界	駐車場確保 戸建て住宅 - 原則2台以上/戸 共同住宅 -- 原則1台以上/世帯 店舗等 --- 規模に見合う駐車場、駐輪場
造成計画平面図	区域赤枠 断面線（最低、縦横） 切土（黄）、盛土（赤）色分け 計画高 ガケ（法面）、擁壁の位置、形状、高さ 道路の幅員、勾配、延長 区域外施工箇所	道路計画平面図として 分離して明示
造成計画断面図	区域境界 切土（黄）、盛土（赤）色分け 造成前後の地盤面、地盤高	盛土30cmごとの締め 固めを明示（工事写真要）

## 公共施設管理者との協議申出書チェックシート

提出書類	明示事項	確認事項・添付書類
排水施設計画 平面図 (土地利用と併用可能)	区域赤枠 雨水排水区域の区域界(必要に応じて) 場内雨水の流れ方向(一敷地利用の場合) 排水施設(雨水、汚水)の位置、種類、 寸法、勾配、流れ方向 放流先の名称、位置、寸法、流れ方向 吐口の位置、種類	油水分離槽の設置 駐車場目的 集合住宅、店舗、工場等目的 排水計算書  ガケ、擁壁の排水処理
給水計画平面図 (排水平面と併用可能)	給水施設(新設、既存)の位置、内径 消火栓、防火水槽の位置	給水計算書
ガケ擁壁断面図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	ガケの高さ、勾配、土質、保護方法、 造成前の地盤面 擁壁の種類、寸法、勾配 裏込めコンクリート 擁壁の前後の地盤面(隣地)、根入れ深さ 水抜き穴の寸法、間隔	CB積み等詳細図 (ガケに該当しない部分) 擁壁安定計算書 (大臣認定の写し) 既設擁壁種類等明示 (安定検討)
道路横断面図	道路幅員、横断勾配、路面・路盤詳細、 道路側溝の位置、形状、寸法 人孔の形状、埋設管の位置・形状、柵と 取付管の位置・形状、占用物	歩道整備基準への適合 (ユニバーサルデザイン)
道路縦断面図 (1/500~1/100縮尺)	道路記号、測点、計画高、地盤高、勾配、 距離	
排水施設構造図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	排水施設(開渠、暗渠、人孔、吐口、柵)の 構造詳細図 柵の泥だめ 調整池詳細図(平面、断面、擁壁、オアリス等) 汚水処理場	河川協議メモ(調整池) 容量計算書(調整池) 構造計算書(調整池)  容量計算書(処理場)
流末水路構造図	放流先排水路と放流口の構造詳細図	
下水道縦断面図 (道路縦断面図と併用可)	人孔位置・寸法、測点、排水管の種類・管径 勾配、地盤高・管底、土被り	雨水(合流管含む) 汚水
施設詳細図	公園詳細図(平面、断面、排水計画、遊具) 防火水槽詳細図 その他( )	公園の出入口の勾配 (1/12以下、ユニバーサルデザイン)
防災工事平面図 (原則1ha以上)	区域界柵板 仮設沈砂池と排水計画、防災施設の位置、 形状、寸法 構造図	
建築計画図 (1/200~1/100縮尺)	建築平面図(用途、寸法) 床面積求積表(必要な場合) 立面図	都計用途との整合
その他	歩道加工詳細図 農転手続きの確認 ( )	ユニバーサルデザイン 市街化区域以外は要調整
市街化調整区域 の場合	必要図書については、県ハンドブック参照、又は あらかじめ確認してください。	法第34条 号該当 提案基準( )

開発事業届出書チェックシート

提出書類	明示事項	指示事項
届出書	未記入箇所の有無	正副2部
位置図	都計道路入り都計図へ区域赤枠 排水経路(青線明示)	都計用途との整合 文化財有りは文化課へ 農用地除外
公図	区域赤枠 赤道、青道明示 地権者明示	
土地登記簿謄本	土地登記簿謄本 地番表(3筆以上の場合)	
境界確定協議書	民・民 官・民も済なら添付	
排水放流同意書 (原則、一次放流先で判断)	同意書(一次) 同意書(一体) 不要	農業用水路 ため池 一次 側溝 暗渠 (一体) その他( )
周辺関係者説明	周辺関係者説明要領を指導	
土地利用計画図 (1/500~1/100縮尺) 以下同様	区域赤枠 予定建築物の用途、床面積、階数、戸数 道路の形状、幅員	駐車場確保 戸建て住宅 各2台、共同住宅 各1台以上 店舗等 -- 規模に見合う駐車場等 ごみ一時集積所の確保
造成計画平面図 (土地利用と併用可能)	区域赤枠 断面線(最低、縦横) 計画高 切土(黄)、盛土(赤)の色分け ガケ(法面)、擁壁の位置、形状、高さ 区域内外の道路幅員、勾配、角きり長 区域外施工箇所	区域外施工同意
造成計画断面図	区域境界 切土(黄)、盛土(赤)の色分け 造成前後の地盤面、地盤高	
排水施設計画平面図 (土地利用と併用可能)	区域赤枠 場内雨水の流れ方向 排水施設(雨水、汚水)の位置、種類、流れ方向 放流先排水路の位置、流れ方向、寸法	油水分離槽の設置 駐車場目的 集合住宅、店舗、工場等目的
ガケ擁壁断面図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	ガケの高さ、勾配、保護方法、造成前の地盤面 CB積等詳細図(擁壁設置不要の場合) 擁壁の種類、寸法、前後の地盤面、根入れ深さ 水抜き穴の寸法、間隔	
流末水路構造図	放流先排水路と放流口の構造詳細図 柵の泥だめ	
その他必要図書	設計説明書 道路横断面図(幅員、勾配、舗装構成) 道路縦断面図(必要に応じて) 下水道縦断面図(工法図、人孔詳細図) 排水路詳細図 柵から側溝等への取付詳細図	公共施設がある場合 又は宅地分譲の場合
	求積図(宅地、公共施設別) 給水計画平面図	宅地分譲の場合 区画面積は原則として165㎡以上
	農転手続きの確認 周辺自治会への説明	市街化区域以外は要調整

## 開発行為許可申請書（市許可）チェックシート（ 29条 35条の2 ）

項目	必要図書		備考
申請書	未記入箇所のチェック		正副2部
添付図書	法第32条添付図書の確認		32条協議書で確認
公共施設管理者の同意書 （同管理予定者との協議）	市（同意書、協議経過書）		国・県  施行令第23条
	国有財産法（用途廃止） 河川法（工事承認、占用等） 道路法（工事承認、占用等） 農地法（国有農地、開拓財産の売渡）		
	義務教育施設の設置義務者 水道事業者 一般電気事業者 一般ガス事業者 鉄道事業者・軌道経営者		
国有地の払い下げ	国有地（財務省所管普通財産）		同申請書の写し
資金計画書	収支計画書 年度別資金計画		自己業務用1ha以上 その他用
資力・信用	申告書 納税証明書（所得税又は法人税） 納税証明書（事業税） 法人登記簿（個人は住民票） 事業経歴書 宅地建物取引業の免許の写し 貸借対照表 損益計算書		
工事施行者の能力	申告書 納税証明書（所得税又は法人税） 納税証明書（事業税） 法人登記簿（個人は住民票） 事業経歴書 建設業の登録証明書		
設計者資格証明書	証明書 卒業証明書		1ha以上
手数料（納付書）	領収書写し添付		納付書により納付
規模/目的	自己居住用(単位:円)	自己業務用(単位:円)	その他用(単位:円)
0.1ha未満	8,600	13,000	86,000
0.1ha以上 0.3ha未満	22,000	30,000	130,000
0.3 0.6	43,000	65,000	190,000
0.6 1	86,000	120,000	260,000
1 3	130,000	200,000	390,000
3 6	170,000	270,000	510,000
6 10	220,000	340,000	660,000
10	300,000	480,000	870,000
変更許可申請手数料	設計変更は上記の1/10 区域編入は上記の額 其他の変更は10,000円 手数料額（円）		

審査等

1. 県への通知等

確認日

1 /	2 /	3 /	4 /	④
-----	-----	-----	-----	---

通知等	該当	通知日(該当法令等)	備考
事前通知 (申請書写しを送付)	無	平成 年 月 日	関係する場合に、事前通知は写しを、 その他は申請図書を、県都市計画課、 津建設部へ送付する。
	有 ( ) ( ) ( )		

3. 他法令との整合

設計協議 (申請図書送付)	無	平成 年 月 日
	有	河川法 - - - (河川法 - 工事承認等) 地域機関 - - (河川法 - 工作物の新築等) 道路法
許可調整 (申請図書送付)	無	平成 年 月 日
	有	自然環境課(自然環境保全協定) 農山漁村振興課(国有農地、開拓財産の売渡) 道路法 公共用地推進課(国有財産法 - 用途廃止) (都市計画課) 砂防課(地すべり等防止法) ----- (津建設部) 自然環境保全gr(森林法、自然公園法) 農村整備推進gr(海岸法) 維持管理gr(国有財産法 - 用途廃止) (道路法) (河川法 - 工作物の新築等 ) (砂防法) (急傾斜地崩壊災害防止)

設計協議回答日	確認
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

  

許可調整回答日	確認
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

2. 審査

項目	内容
法第32条協議	協議内容の反映
境界確定	官民境界確定協議書添付
法第33条 第14号	財務省の抵当権削除(登記簿差替)
法第33条 第12号	申請者の資力・信用申告書 資金計画
法第33条 第13号	施行者の施行能力申告書
法第31条	設計者資格証明書
その他の法第33条の基準は、法第32条協議で審査済	

	占用加工等	確認日
市	道路 (施行承認、占用、加工)	/
	水路 (占用、加工)	/
	河川 (占用、加工)	/
	公園 (占用、加工)	/
	風致	/
	その他	/
国・県	国有財産 (使用、加工)	/
	国道、県道 (占用、加工)	/
	県有財産 (占用、加工)	/
払い下げ	市有財産	/
	国、県有財産 (行政財産、普通財産)	/

4. 許可調整 ( 有 無 )

許可調整対象管理者	許可調整日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

## 開発許可基準チェックシート

区分	許可基準	チェック	自居	自業	他	法(33)	令	規則	摘要	関係課
1. 公共施設	1 開発区域の規模・形状及び周辺の状況、開発区域の土地の地形及び地盤の性質、予定建築物等の用途を勘案して、環境の保全上、火災の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置(分譲の平均区画面積は165㎡以上)		-			2			工区の設定は適切であること	開発指導室 都市計画課 建設維持課 工事事務所 消防救急課 下水道建設課 水道局工務課
	2 都市計画への適合性		-			2				
1-1 道路	1 開発区域内外の道路の機能の有効性		-			2	25-1		県技術マニュアル5.6	建設維持課 工事事務所
	2 敷地へ接する道路の幅員(区域内道路) 住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模1,000㎡未満 6m 上記以外 9m以上 小区間で通行上支障がない場合 4m 既存道路でその幅員4m以上の場合 通行の安全上、事業活動の効率上支障なしと認められる時		-			2	25-2	20 2002		
	3 調整区域20ha以上 敷地から250m以内に幅員12m以上の道路		-			2	25-3		3指導要綱 (幹線道路 住宅5ha、非住宅2.5haから)	
	4 開発区域内の主要道路から区域外接続道路 原則9m(住宅目的のとき6.5m以上) 周辺の状況により、例外として車両の通行に支障のない道路		-			2	25-4			
	5 区域内幅員9m以上の道路は歩車道分離		-			2	25-5	24-7		
	6 技術的細目 砂利敷等安全、円滑な交通に支障のない道路 適当な排水施設 縦断勾配 原則9%以下、やむを得ない小区間に限り12%以下 階段状でないこと(歩行者用は可) 袋路状でないこと 例外 接続計画有りの場合、転回広場等有りの場合等通行上支障がない場合は可 歩道のない道路の平面交差 適当な長さの街角せん除歩道は、工作物による分離		-			2	29	24-1 24-2 24-3 24-4 24-5 24-6 24-7	指導要綱(アスファルト舗装) 指導要綱(原則6%以下) ユニバーサルデザイン条例(歩道整備)	
1-2 公園 ・緑地 ・広場	1 0.3ha~5ha 3%以上の公園、緑地又は広場(住宅地以外で一敷地利用の場合は緑地)		-			2	25-6		県技術マニュアル10	建設維持課
	2 5ha以上は、1箇所300㎡以上で3%以上の公園		-			2	25-7	21-1	指導要綱(計画人口考慮)	
	3 5ha~20ha未満 1000㎡以上が1箇所以上		-			2	25-7	21-2	・3.5人×3㎡(6㎡)×戸数 ・中高層は協議	
	4 20ha以上 1000㎡以上が2箇所以上		-			2	25-7	21-2	(1戸6㎡) ユニバーサルデザイン条例	
	5 技術的細目 1000㎡以上の公園は、2以上の出入口 交通量の多い所 へい等利用者の安全確保の措置 適正な形状及び勾配(平均勾配15°程度) 適当な排水施設		-			2	29	25-1 25-2 25-3 25-4	(乗入口、園路幅は120cm以上、園路縦断勾配は4%(8%)以下)	

## 開発許可基準チェックシート

区分	許可基準	チェック	自居	自業	他	法(33)	令	規則	摘要	関係課
1-3 排水施設	1 10年の降雨強度確率、附随排水、区域の状況を考慮して管渠の勾配及び断面(溢水等が生じない構造で施設配置)					3	26-1	22	県技術マニュアル 1.2.3	下水道政策課 下水道建設課 下水道施設課 農業基盤整備課
	2 区域外の排水施設、公共水域、海域への接続。能力により貯留施設					3	26-2			
	3 汚水は暗渠排水					3	26-3			
	4 住宅用20ha以上 終末処理施設(下水管渠への放流の場合を除く。)		-	-		3			指導要綱(2.5ha又は戸数100戸以上の場合)	建築指導課 環境保全課
	5 技術的細目 堅固で耐久力のある構造 漏水を最小限度にする措置 公共の用に供するものは、維持管理上適正な位置 公共の用に供する暗渠の内のり幅は、20cm以上					3	29	26-1 26-2 26-3 26-4	指導要綱(最小150mm)	下水道政策課 下水道建設課 下水道施設課 農業基盤整備課
	柵、又はマンホールの設置(暗渠排水の場合) ・管渠の始まる箇所 ・流路の方向、勾配又は横断面の著しく変化する箇所 ・管渠の長さが、内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲において必要な箇所 柵又はマンホールには蓋を設置(汚水には密閉型) 柵又はマンホールの底には地表水対策として15cm以上の泥だめ、汚水対策として相当幅のバットを設置					3	29	26-5 26-6 26-7		
1-4 消防施設	消防法第20条第1項への適合		-			2	25-8		指導要綱 千㎡以上、10万㎡ 防火水槽	消防救急課 消防総務課
1-5 給水施設	需要に支障をきたさないような構造及び能力で配置		-			4				水道土工務課 水道総務課 浄水課
2. 用途配分の適正化	1 用途地域、流通業務地区等へ適合(用途地域が定められていないときは建築基準法48条等への適合)					1イ 口				都市計画課 都市管理課
	2 区域内建築物等の適正な配分					6				開発指導室
	3 地区計画の内容に即して設定					5				都市計画課
	4 住宅用20ha以上の開発行為について公益的施設用地の確保(教育、医療、交通、販売(周辺の状況により判断))		-	-		6	27		指導要綱(購買施設10ha)	開発指導室 教育総務課
3. 安全・防災措置 3-1 地盤、がけ	1 軟弱地盤、がけくずれ、出水のおそれ等 地盤改良、擁壁等排水施設の措置								県技術マニュアル 7.8.9	開発指導室 建築指導課 防災危機管理室
	2 技術的細目 軟弱地盤の場合地盤沈下・区域外隆起 土の置き換え、水抜き等の措置 がけが生じる場合には上端に続く地盤面 逆勾配 切土後にすべりやすい土質がある場合 くい打ち、土の置換等のすべり対策 盛り土をする場合30cm以下の層毎に閉め固め 傾斜地の盛土 すべり面対策として段切り等の措置 がけ面の保護 擁壁、石張り、芝張り、珪外吹き付け等 擁壁(・切土、切盛土により生じる2mを超えるがけ) (・盛土により1mを超えるがけ) 切土、盛土において、地下水による崖崩れ、土砂流出のおそれがある場合 地下水の有効かつ適切に排出する排水施設の設置					7	28-1 28-2 28-3 28-4 28-5 28-6 28-7	23 22-2		



開発許可基準チェックシート

区分	許可基準	チェック	自居	自業	他	法(33)	令	規則	摘要	関係課
3-1 (地盤、 がけ)	3 擁壁に関する技術的細目 構造 構造計算による安全の確認 裏面排水の措置 高さが2m以上のがけ 建築基準法施行令第142条の規定の準用					7	28	23-1 27-1 27-1 27-2	県技術マニュアル 7.8.9	開発指導室 建築指導課
	3-2 区域選定	4 危険地域を開発区域に含めないこと 災害危険区域(建築基準法第39条第1項) 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項) 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	-	-		8	2302		本市は急傾斜地崩壊危険区域のみ有り (広明町地内)	建築指導課 建設維持課
4. 環境保全	1ha以上の区域で適用される (以下に該当する場合)					9 10	2303 2304			開発指導室
4-1 表土保全 等	1 植物の育成の確保に必要な樹木の保存 10m以上の健全な樹木、5m以上の樹木で300㎡以上の集団については、公園、緑地等で保全を図る。 区域の状況、開発目的等によっては、例外も有り 2 1mを超える切盛土が1,000㎡以上については、表土の復元、客土、土壌改良(植栽の必要がない部分等を除く)					9	2802 -1 2802 -2	2302	県技術マニュアル 10	開発指導室 環境保全課 建設維持課
4-2 緩衝帯	1 騒音、振動等環境悪化のおそれのある予定建築物等の区域界に沿った緩衝帯(開発規模 緩衝帯の幅員) 1ha~1.5ha 4m、1.5ha~5ha 5m、 5ha~15ha 10m、15ha~25ha 15m、 25ha以上 20m 2 周辺の状況(公園、緑地、河川等)によっては柔軟な対応が可能					10	2803	2303	県技術マニュアル 11 (工場、一特)	開発指導室 環境保全課 建設維持課
5. 輸送上の見地からの立地条件	道路、鉄道等による輸送の便等から支障のないこと (40ha以上)					11	24			開発指導室 政策課 都市計画課
6. 施行能力	1 申請者に資力、信用があること 2 工事施行者に、完成する能力があること	許可申請時審査	-			12 13	2402 2403		自己業務用は 1ha以上の場合	開発指導室
7. 権利関係の調整	区域内の土地、建物、工作物につき、開発行為の施行又は工事実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。	32条 受付時に 審査済				14			抵当権は32条 財務省所管は29 条時、別途審査	開発指導室
8. 他法令等	(1) 法第32条協議と同時に行う手続 ユニバーサルデザイン条例に基づく事前協議 (建築指導課、開発指導室等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ため池加工申請(農業基盤整備課)</li> <li>ア. 境界確認申請[農林水産省](農業委員会)</li> <li>イ. 国有財産買受申込[転用借受申込][同上](同上)</li> <li>ア. 排水設備等取付申請(下水道建設課)</li> <li>イ. 準用河川の占用加工申請(建設政策課)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>- ごみ集積所(環境政策課、環境事業課)</li> <li>ア. 終末処理施設届(環境保全課)</li> <li>イ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(同上)</li> <li>ウ. 公害関係法(騒音、振動、悪臭)(同上)</li> <li>- 文化財保護法(生涯学習課)</li> <li>- 福祉施策(福祉政策課)</li> <li>- 観光、工業振興施策(産業政策振興課)</li> <li>- 商業振興施策[大店立地法等](商業労政振興課)</li> <li>- 幹線道路整備等との調整(事業調整室)</li> <li>- 水産施策[漁業法](水産振興室)</li> <li>- 町・字界変更(総務課)</li> <li>- 港湾施策(都市整備課)</li> <li>- 市街地再開発(同上)</li> <li>- 土地区画整理(津駅前北部土地区画整理事務所)</li> </ul>				
	(2) 法第32条協議での意見等の回答時までに ア. 道路施行承認[占用許可]申請(建設政策課) イ. 市水路占用(加工)許可願(同上) ウ. 境界確認申請(同上) エ. 国有財産使用加工に伴う意見書交付願(同上) オ. 法定外道路水路用途廃止に伴う意見書交付願(同上) カ. 畦畔払い下げ申請に伴う意見書交付願(同上) - 公園の加工申請(建設維持課)	(3) その他の手続、協議等 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 農地転用許可[届出](農業委員会)</li> <li>- 水道施設施工許可申請(水道局工務課)</li> <li>ア. 三重県風致地区内行為許可申請(建築指導課)</li> <li>イ. 終末処理施設[51条](同上)</li> <li>ア. 駐車場法・公法(都市計画課)</li> <li>イ. 都市計画施設等の区域内の建築許可申請(同上)</li> <li>- 危険物施設の設置許可申請(消防本部予防課)</li> </ul>								



予定建築物等以外の建築等許可申請書チェックシート

図書等の名称	明示事項	備考
申請書	未記入箇所の有無	正副2部
位置図	敷地の位置	
地積図の写し (公図)	区域赤枠 赤道、青道明示	
地番表	3筆以上ある場合	
土地登記簿謄本 (土地登記事項証明書)	土地登記簿謄本	
敷地求積図(縮尺1/100以上)	求積表	
敷地内配置図 (土地利用計画図) (縮尺1/100以上)	敷地の境界 敷地周辺の道路 建築物の位置 吐口の位置、排水施設の位置及び名称 道路との高低差、周辺敷地との高低差	申請部分着色 道路幅、側溝幅 寸法
建築平面図 (縮尺1/100以上)	平面図 立面図(用途の変更は従前の建築物の 平面図も添付)	店舗等併用の場合は 店舗等部分の求積
許可要件 (許可要件に必要な図書 については確認し てください。)	法第29条該当( 2号 3号 ) 法第43条該当( 号 ) 法第34条該当( 号 ) 法第34条14号(提案基準 ) その他( ) 上記のいずれかに該当する旨の書類	1号~3号、5号のい ずれか 1号~12号のい ずれか 提案基準のいずれか 県ハンドブック記載の オ又はカのいずれか
手数料	26,000円	納付書により納付

## 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書チェックシート

図書等の名称	明示事項	備考
申請書	未記入箇所有無	正副2部
位置図	敷地の位置 敷地から排出される雨水、汚水の放流系統	
地積図写し(公図)	区域赤枠 赤道、青道明示	
地番表	3筆以上ある場合	
土地登記簿謄本 (土地登記事項証明書)	権利者、地目、地積等を明らかにしたもの	
敷地求積図(縮尺1/100以上)	求積表	
敷地現況図 (土地利用図) (縮尺1/100以上)	敷地周辺の道路 敷地の境界 建築物の位置 がけ、擁壁の位置 排水施設の位置、水の流れる方向、 吐口の位置放流先名称	申請部分着色のこと 道路幅、側溝幅 赤線着色 構造、寸法を記入することと水の流れ
宅地の断面図 (縮尺1/200)	縦断、横断 (現況図へ断面線を記入) 境界(赤色着色)	高低2辺以上 (必要に応じて) 敷地勾配、道路との高低差、 附近敷地との高低差記入のこと
断面図詳細図 (縮尺1/50)	がけ、擁壁 (勾配、保護の方法、種類、水抜穴の寸法 及び間隔) 排水施設(形状、種類、各寸法)	高低差が生じる場合 種類に応じて必要
建築平面図 (縮尺1/100以上)	平面図(各室の用途を記入)、各寸法 立面図(改築、用途の変更にあつては 従前の建築物の平面図も必要)	店舗等併用の場合は 求積表とは別に店舗 等部分の面積を求積 をすること
法第34条各号証明書	県ハンドブック記載の必要な書類	
その他の確認	農地転用との許可調整	
手数料	0.1ha未満 6,900円 0.1ha以上0.3ha未満 18,000円 0.3ha以上0.6ha未満 39,000円 0.6ha以上1.0ha未満 69,000円 1.0ha以上 97,000円	納付書により納付

地位承継届出書チェックシート  
地位承継承認申請書チェックシート

該当条文	44条(届出)	45条(承認申請)
------	---------	-----------

項 目	必 要 図 書	提 出 部 数	
申 請 書 (届出書)	未記入箇所のチェック	2部 他の市町村にわたる場合はあらかじめ確認してください。	
位 置 図	区域赤枠		
権 原 等 を 証 す る 書 面	44条関係	戸籍謄本(相続人がわかるもの) 同意書(申請人以外の相続人がある場合) 法人登記簿(被承継法人との関係がわかるもの)	
	45条関係	土地登記簿謄本 同意書又は土地売買契約書の写し (所有権を取得していない場合) 同意書(所有権以外の権利がある場合) 被承継人の同意書(所有権を取得していない場合) その他、可とする場合 ( )	
	その他用又は 1ha以上の自己業務用	資力・信用に関する申告書 納税証明書(所得税又は法人税) 納税証明書(事業税) 法人登記簿(個人は住民票) 事業経歴書 宅地建物取引業の免許の写し 貸借対照表 損益計算書	
手数料	自己居住用又は 1ha未満の自己業務用	1,700円	* 納付書により納付
	1ha以上の自己業務用	2,700円	
	その他用	17,000円	

都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書チェックシート

図書等の名称	明示事項	備考
申請書	未記入箇所有無	正副2部
位置図	敷地の位置 敷地から排出される雨水汚水の放流系統	都市計画図(道路入り)が望ましい。 53条に注意!
地積図写し(公図)	区域赤枠	
土地登記簿 (全部事項証明書)	権利者、地目、地積及びその履歴等を明らかにしたもの	地目が農地の場合は、転用を指導
敷地求積図	求積表	
敷地現況図 (土地利用図)	敷地周辺の道路 敷地の境界(赤色着色) 建築物の位置 排水施設の位置、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称 がけ、擁壁の位置	道路幅、側溝幅 建基法上の道路か、排水は支障なく放流できるかを確認 構造、寸法、水の流れ
宅地の断面図	縦断、横断(現況図へ断面線を記入) 境界(赤色着色)	造成のない場合は、土地利用図に「現状地盤どおり」と明示
建築平面図	平面図(各室の用途を記入)、各寸法 立面図(高さを記入)	
その他	既存建替 建物評価証明(全部事項証明可) 建物写真(2方向以上) 土地写真(2方向以上) 既存建築物の除却等を明示  許可案件 許可書等  適用除外 農業従事者証明 社会福祉施設適合証明 免許、資格証明書など	

印は、必要に応じて提出すること。